HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	市民による裁判と報道の影響（２・完）：イギリスの法廷侮辱を素材として
Author(s)	小浦, 美保
Description	研究ノート
Citation	北大法学論集, 59(6), 466[205]-427[244]
Issue Date	2009-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38389
Type	departmental bulletin paper
File Information	59-6_p466-427.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

市民による裁判と報道の影響（２・完）

―― イギリスの法廷侮辱を素材として ――

小　浦　美　保

目　　次

第１章　問題意識と本稿の射程
第２章　イギリスにおける法廷侮辱の概観
第３章　法廷侮辱罪　（以上前号）
第４章　裁判所と法廷侮辱
　第１節　公表が裁判所に与える影響
　第２節　影響を生ぜしめる公表の内容
　第３節　小括
第５章　法廷侮辱の抱える問題
　第１節　判例の見解
　第２節　緩やかな転換
　第３節　代替手段の可能性
　第４節　小括
第６章　報道規制の問題
　第１節　裁判員制度と報道の影響
　第２節　結びにかえて

第４章　裁判所と法廷侮辱

第１節　公表が裁判所に与える影響

前章までに述べたように、法廷侮辱原則の目的は、適正な司法運営ないし公

正な裁判の保護である。イギリスにおいて、刑事事件の場合、司法運営と裁判を任う裁判所を構成するのは、陪審、職業裁判官および治安判事である。これらの構成員に対して予断等の危険が生じた場合、公表は侮辱となる。ただし、判例上、裁判所の構成員が侮辱による影響を受けるか否か、およびその程度の如何は、陪審・職業裁判官・治安判事により異なると解されてきた。

第１款　陪審・治安判事

公表により、刑事手続に対する妨害の危険が生じたと判断されたほとんどの事例は、陪審の関与する事例であるといわれている[1]。一般的に、陪審は、法的な訓練を受けておらず、また法的知識を有してもいない。それゆえ、陪審は、事実認定に当たり、公表による影響を受けやすいと考えられている。このような性質は、陪審の「弱点」であるといわれており[2]、この陪審の「弱点」の存在は、侮辱原則の発動が正当化される根拠のひとつである。また、素人が公表による影響を受けやすいという指摘は、治安判事についても当てはまる[3]。

判例においても、古くから、陪審の「弱点」は指摘されており[4]、近年の判例においても、陪審の能力について、同様の指摘がみられる。1980年のBBC事件[5]において、サーモン判事（Lord Salmon）は、以下のように述べた。

> 「…ある人が訴追された場合に、プレスが彼の過去の悪い素行を公表し、または彼に関する妨害的な記事を書き表すことは、重大な法廷侮辱である。そのような行為には、当該被告人の公正な裁判を阻止する甚大な危険が存在する。なぜなら、陪審は、時に、彼らが読んだり聞いたりしたものによって、著しい妨害を受けるからである」[6]。

このように、陪審は予断を生じさせる公表の影響を排除できないという認識がある[7]。そして、陪審の内心に及ぼされるであろう影響の危険は、侮辱原則

[1] Lowe and Sufrin, *the Law of Contempt,* (3rd edn., Butterworth, 1996), 127.

[2] Miller, *Contempt of Court,* (3rd edn., Oxford, 2000), 306.

[3] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 126. See also, *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 72, per Lord Diplock.

[4] *R v Fisher* (1811) 170 ER 1253 at 1255, per Lord Ellenborough, *R v Fleet* (1818) 1 B & Ald 379, per Abbott J.

[5] *A-G v BBC* [1980] 3 All ER 161.

[6] *Ibid.*, at 169, per Lord Salmon.

[7] See, *e. g. R v Kray* (1969) 53 Cr App R 412 at 414, *R v Fleet* (1818) 1 B &

を適用することによって排除され、裁判は予断の危険から保護されると考えられているのである。

他方、比較的近年では、陪審が公表等によって得た情報を内心から排除する能力について、疑問視しない見解もみられる。1986年のニューズ・グループ・ニューズペーパーズ社事件[8]において、ジョン・ドナルドソン判事（Sir John Donaldson MR）は、以下のように述べた。

> 「裁判官が、[陪審が影響を受けやすいという―引用者注] 誇張された信念を有していることについて、私は完全に容認する。それにもかかわらず、どういうわけか、裁判が、他ならぬその性質によって、関与するすべての者を、訴訟の動向をより重視し、提示された証拠を注意深く観察し、そして他の論拠を除外させるように次第に導いていくことは、事実なのである」[9]。

同判事は、裁判官の経験によれば、裁判そのもののインパクトにより、陪審としての職務を遂行するうえでの適切な態度が生み出されることがある、という[10]。ただし、このような発言は、陪審がいかなる場合にも予断に対する免疫を有していることを示すものではなく、予断のない裁判を真に確保するためには、やはり何らかの手立てが必要とされるであろう。また、近年の研究によれば、裁判中に行われる説示等の効果により、陪審が公表の影響を排除できることを一定程度認めながらも、動機などの犯罪の経緯を語る公表であって、感情に訴え易いものについては、陪審は、なおその影響を排除し難いと指摘する見解もある[11]。

このように、近年においては、予断を生じさせる公表が行われた場合に、陪審が必ずしもその影響を受けるわけではないとする見解がみられる一方で、陪審が予断に対する免疫を有していないとする見解も、なお根強い。陪審は、無作為に選ばれた市民の集合体であり、各々の陪審員が公表から受ける影響は多様であろう。陪審の「弱点」、すなわち公表による影響を受けやすい性質を推定しておくことは、予断のない裁判を確保するための保護手段を導く前提に

ALD 379.

[8] *A-G v News Group Newspapers* [1986] 2 All ER 833.

[9] *Ibid.,* at 842, per Sir John Donaldson MR.

[10] See also, *R v Kray* (1969) 53 Cr App R 412 at 415, per Lawton J.

[11] T. M. Honess, S. Barker, E. A. Charman and M. Levi, "Empirical and Legal Perspectives on the Impact of Pre-Trial Publicity" [2002] Crim LR 719.

なっているものと思われる。

第2款　職業裁判官

陪審や治安判事が、公表による影響を受け易いと理解されている一方で、一般的に、職業裁判官は、公表による影響に対して免疫を有しているといわれている[12]。この点につき、1989年のロンロー事件[13]において、ブリッジ判事（Lord Bridge）は、以下のように述べた。

> 「…陪審による審理が予定されている場合、陪審が判断を下すべき論点に関する事前の公表により、妨害の生じる可能性は、明白である。他方、職業裁判官が審理する予定となっている事案の論点について、職業裁判官が読んだもの［(報道等）――引用者注］によって、彼自身が影響を受ける可能性は、非常に間接的である。職業裁判官は、証拠および法廷で彼に対して提示された主張以外のものを考慮することを、意識的に許容しないだろう」[14]。

このような見解は、公表による侮辱行為の影響に対して職業裁判官が強い免疫を有することへの認識または信念の存在を示している[15]。

他方、この認識または信念に対しては、批判的な見解もある。1945年のデルバート・エヴァンス事件[16]において、ハンフリー判事（Humphreys J）は、以下のような意見を述べた。

> 「裁判長が外的な情報によって影響を受けない人であると述べたり、そのように仮定したりすることは、誤っている。…また、あえて考えるとするならば、刑事事件を扱う熟練の裁判官は、判断という仕事を極端に困難にするような影響が及ぼされた例を、必ず思い出すことができる」[17]。

ハンフリー判事は、職業裁判官が外的な情報によって影響を受けることを懸念していたようである[18]。また、職業裁判官の公表に対する免疫について確信

[12] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 124.

[13] *Re Lonrho Plc* [1989] 2 All ER 1100.

[14] *Ibid.,* at 1116, per Lord Bridge.

[15] See also, *A-G v BBC* [1980] 3 All ER 161 at 169, per Lord Salmon.

[16] *Delbert-Evans v Davies and Watson* [1945] 2 All ER 167.

[17] *Ibid.,* at 172, per Humphreys J.

[18] これと同趣旨の見解として、See, *A-G v BBC* [1980] 3 All ER 161 at

的な信頼を有しているのが、裁判官自身である点に注意を促し、判例に見られるそのような見解が過信であることを指摘する見解もある[19]。

以上のように、実務上、公表との関係で、法廷侮辱原則の適用される場面は、前款で述べた陪審・治安判事の関与する事例に限られており[20]、職業裁判官は、公表による影響を受けにくいとされているが、上述のように、職業裁判官の公表による影響に対する免疫の存在について、疑問視する見解も少なからずみられる。

第3款　小括

以上のように、一般的・伝統的理解としては、素人である陪審や治安判事は、公表等による外的影響を排除する能力に乏しく、他方、職業裁判官は、そのような影響に対する免疫を有していると考えられている。しかし、陪審については、必ずしも公表の影響を受けるわけではないとする見解がみられ、また、職業裁判官については、その免疫力を疑問視する見解がみられる。公表に対する制限の必要性を検討する場合、こうした陪審等の予断排除能力そのものについての議論に到達することになろうが、公表による内心への影響を測ることは、現実的には非常に困難であり、このことは、このような見解の相違が生じる一因ともなっているであろう。このように、裁判官や陪審等によって構成される裁判所が、公表に受ける影響を受けるか否かは、結局のところ、争いのある問題である。このような争いがあるにもかかわらず、公表を制限する法廷侮辱原則は、現在もなお、予断排除のための保護手段として、重大な意義を有している。このことからは、公表によって発生する予断・偏見の問題を非常に厳格に捉えようとするイギリスの姿勢が窺えるように思われる。

第2節　影響を生ぜしめる公表の内容

繰り返し述べているように、公表による侮辱行為が問題となるのは、主に、

163-164, per Viscount Dilhorme. ハンフリー判事の見解に対する批判として、See, *R v Duffy, ex p Nash* [1960] 2 All ER 891 at 896, per Lord Parker CJ.

[19] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 125.

[20] See, *R v Duffy, ex p Nash* [1960] 2 All ER 891.

公表によって、裁判所に予断の危険が生じる場合である。1901年のチビッツ事件[21]において、アルバーストン判事（Lord Alberstone CJ）は、以下のように述べた。

> 「この国において、訴追されている者は、裁判所において法的に許容され、かつ法的形式にそった裁判の中で提示された証拠のみにもとづいてのみ、適切に有罪判決を受けうる。被告人が、訴追の対象となっている犯罪を、現に行っていたと仮定しよう。その場合であっても、この国の法により証拠としての許容性を斥けられている主張、つまり彼が有罪であるとの主張または彼の生活や性格に対する批判的な主張を公表することによって、彼を審理しなければならない人々が、偏見のしみこんだ考えをもって彼の有罪無罪の問題に着手させられようとしたならば、適正な法および司法の過程は、誤った方向に導かれ、妨害されるのである」[22]。

このような司法の過程を誤った方向に導く公表とは、いかなる内容のものであろうか。本節では、判例をもとに、侮辱と判断される公表内容と、そのように判断される理由につき検討する。

第１款　被告人の性格・経歴に関する公表

被告人に対する「反感」または「嫌悪感」を惹起させるような公表は、当該被告人が有罪であるとの予断を生ぜしめる傾向を有するので、侮辱に当たるとされる[23]。では、判例上、いかなる公表が侮辱と判断されてきたのであろうか。ここでは、被告人の性格および経歴についての公表および被告人の過去の犯罪記録の公表について、事例を示したあと、この類型の公表が侮辱と判断される根拠について、検討を加える。

（ｉ）被告人の性格および経歴に関する批判　被告人の性格および経歴について批判する公表は、侮辱に該当すると考えられている。

●1968年のトムソン・ニューズペーパーズ社事件[24]

[21] *R v Tibbits and Windust* [1900-3] All ER Rep 896.

[22] *Ibid.,* at 901, per Lord Alberstone CJ.

[23] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 132.

[24] *R v Thomson Newspapers Ltd, ex p A-G* [1968] 1 All ER 268.

①公表の内容

「マイケル・アブドラ・マリック…売春宿の管理者、売春仲介人および暴力団員として経歴を汚した後に、政治を好むようになった。異様な考えの人物だが、自己の売り込みに関しては天賦の才能をもっていた」との意見を公表

②裁判所の判断

「特定の場面を除いて、陪審が被告人の粗暴な性格に関する何らかのことを知る資格を有さないことを誰もが認めているのだから、その新聞[による公表―引用者注]が重大な法廷侮辱に当たることは、誰が見ても明らかであるに違いない」[25]。(侮辱罪成立)

●1983年のいわゆるファーガン事件(Fagan Case)[26]

①公表の内容

被告人と当時の王室ボディーガードとの間の同性愛関係について言及し、被告人を「救いようのない、根無し草のノイローゼ」と称した

②裁判所の判断

「その言明は、内心にとどまりやすい傾向を有する描写を作り出すものであり、それを忘れることは容易ではない」。

(ただし、1981年法(1981年法廷侮辱に関する法(the Contempt of Court Act 1981))5条の公衆の関心事に関する議論の抗弁が認められ、侮辱罪不成立)

(ⅱ)前科に関する公表　被告人の性格や経歴に対する批判が、前科の公表によって行われた場合もまた、侮辱と判断される。

●1903年のパーク事件[27]

①公表の内容

被告人が、文書偽造罪につき過去に有罪判決を受け、重労働を伴う12月

[25] *Ibid.*, at 269, per Lord Parker CJ.

[26] *A-G v Times Newspapers Ltd* (1983) *Times*, 12 February. ファーガン事件とは、バッキンガム宮殿の女王の寝室に侵入した男性に関する記事を、5社の全国紙が公表し、それぞれが侮辱罪で訴追された一連の事件の通称である。

[27] *R v Parke, ex p Dougal* [1900-03] All ER Rep 721.

の収監を受けたことを公表

②裁判所の判断

「当該記事が…被告人が悪質で放縦な性格を有するという印象を作り出すことが意図されていたことには、疑いの余地がない」[28]。（侮辱罪成立）

●1992年のスポート・ニューズペーパーズ社事件[29]

①公表の内容

「逃走中の男は、残酷な強姦犯である」という巻頭言を付して、被告人の前科に関する詳細な情報と彼の写真を公表

②裁判所の判断

「とくに裁判が地方で行われる場合には、そのような悪名高い公表が、少女の失踪および後の警察の捜索に伴って行われたものであったため、陪審員候補者は、このような公表に含まれる情報を記憶する」[30]。

（ただし、公表の時点で、公表の対象となった男性に対する手続は、1981年法2条3項および附則にいう「進行中（active）」ではなかったので、この公表はコモン・ローにより扱われた[31]。スポート紙の手続妨害の意図が立証されなかったので、侮辱罪不成立）

●1995年のインディペンデント・テレビジョン・ニューズ社事件[32]

①公表の内容

テロリストである被告人の前科を公表

②侮辱罪の成否に関する裁判所の判断

「［前科に関する――引用者注］情報が、放送や記事などにより陪審の知るところとなれば、手続における司法の過程が、著しく妨害されたであろうことに、疑いはない」[33]。

[28] *R v Parke, ex p Dougal* [1900-03] All ER Rep 721 at 722, per Wills J. 前科に関する公表を侮辱と判断した同時期の事例として、See also, *R v Davies* [1904-7] All ER Rep 60.

[29] *A-G v Sport Newspapers Ltd* [1992] 1 All ER 503.

[30] *Ibid.,* at 516, per Bingham LJ.

[31] 1981年法は、厳格責任原則の適用を、手続が「進行中」の場面に限定している。厳格責任原則については、第3章第1節参照、公表の時期については、第3章第2節参照。

[32] *A-G v Independent Television News Ltd* [1995] 2 All ER 370.

[33] *Ibid.,* at 381, per Leggatt LJ.

（ただし、公表の時点から裁判が開始されるまでの間に９ヶ月が経過する見込みであり、IRA に関する非常に頻繁な報道によって、個別的な報道が重視されることもなかったため、被告人の手続に対して当該公表が与える妨害の危険は実質的ではなかった。また裁判が行われる見込みのあったロンドンにおいては、公表を行った新聞がほとんど流通していなかったので、陪審員候補者が当該記事を読み、記憶を保持する可能性が低いと考えられた。侮辱罪不成立）

（ⅲ）小括　以上のように、被告人の性格や経歴を批判する公表や、前科に関する公表は、侮辱行為とみなされる。前科の公表、または、悪性格や経歴を批判する公表は、被告人に対する嫌悪感を引き起こすものであり[34]、それによって当該被告人の手続に妨害の危険を生ぜしめると考えられている。公表の時期や新聞の流通範囲、抗弁などの事情により、侮辱罪が認定されなかった事例についても、前科や悪性格に関する公表が、妨害の危険を生ぜしめる性質を有するものであることが示されている。また、前科の公表は、被告人に対する反感を生ぜしめることが問題とされるから、前科の公表が侮辱と判断されるのは、被告人が現に問われている罪と同種前科が公表された場合のみに限られるのではないことにも、注意が必要である[35]。

このような公表が妨害的と判断されるのは、証拠法則とも密接な関係を有するものと思われる。証拠に関する一般原則によれば、被告人が現在訴追されている犯罪とは別の何らかの犯罪について過去に有罪とされ、または有罪であると申し立てられていたとしても、訴追側は、その事実を証拠とすることができない[36]。さらに、被告人の悪性格に関する証拠も、一般的には排除される。そして、これらの内容について、被告人や被告人側の証人に対して訴追側が尋問することも許容されない。また、例外的に被告人の過去の有罪判決が証拠とし

[34] *R v Parke, ex p Dougal* [1900-03] All ER Rep 721 at 722, per Wills J.

[35] *R v Davies* [1904-7] All ER Rep 60．また、1979年のボーダー・テレビジョン社事件（*R v Border Television Ltd* (1979) 68 Cr App R 375）では、被告人が他の犯罪を行ったことにつき認めたことを公表する危険についても、指摘されている。

[36] Michael Zander, *Cases and Materials on the English Legal System,* (10th ed., Cambridge, 2007), 435.

て認められる場合[37]であっても、その証明方法は1984年警察および刑事証拠法（the Police and Criminal Evidence Act 1984）73条以下で厳格に定められている。これらの証拠が、刑事手続において原則的に許容されない理論的根拠は、以下の点にある。第一に、被告人の過去の犯罪歴や悪質な性格は、それ自体、現在被告人が訴追されている犯罪を彼が現に行ったか否かを立証するものではないこと[38]、第二に、それらの情報は、事例を審理する裁判官または陪審の内心に妨害的な影響を不公正に及ぼしうると考えられていることである。特に、陪審は、そのような妨害に影響されやすく[39]、不適切にも、そのような証拠の証明力を過大に評価してしまうともいわれている[40]。

このように、被告人の前科や悪性格などに関する公表は、被告人に対する嫌悪感の惹起を回避し、手続妨害の危険を排除するために、侮辱と判断される。そして、また、現在の手続との非関連性および事実認定者に対する予断の排除の必要性を根拠として、これらの内容を表すものを証拠として許容しない証拠法則とも連関して、侮辱原則は、審理にその影響が持ち込まれないよう作用するのである。

第２款　被告人が有罪であることまたは無罪であることを主張する公表

前款で述べたように、被告人に対する反感や嫌悪感を惹起させる公表は、侮辱と判断される。さらに、被告人の有罪や無罪を断定して主張したり、それらを暗示したりすることによっても、陪審等の心証形成に影響が及び、裁判所の判断の公正さは侵害されうる。そのような主張や暗示は、何の根拠もなくなされることもあれば、なんらかの根拠に基づいてなされることもある。その場合の根拠となるものが、侮辱行為の対象となった手続内で証拠として許容されていようがいまいが、それに基づいてそのような主張をすることも侮辱に当たる。

本款では、事実認定者に対する予断や偏見の危険が問題となる局面で、被告

[37] 例えば1968年窃盗法（the Theft Act 1968）27条(3)による盗品の売買に関する訴追の場合には、盗品所持につき被告人が過去に有罪判決を受けていた事実を立証することによって、当該物品が盗品であったことを被告人が知っていた事実を立証することができる。

[38] Zander, *supra note* 36, 435.

[39] Hirst, *Andrews & Hirst on Criminal Evidence,* (4th edn., Jordan, 2001), 407.

[40] Zander, *supra note* 36, 435.

人が有罪であること、または無罪であることを主張する公表について考察する。以下では、まず、そのような公表の行われた例をいくつか挙げておくことにする。

●1956年のオドハム・プレス社事件[41]

①公表の内容

被告人が売春宿を経営していることを非難し、実際に罪を犯しているかのように表現し、さらに彼を逮捕すべきと主張する公表が行われた。ただし、この公表の時点ですでに被告人が逮捕および訴追されていたにもかかわらず、公表人は、その事情を知らなかった[42]。

②裁判所の評価

「公表内容の信憑性は別としても、本件のように、被告人を逮捕すべきと主張することによって被告人の有罪を断定する記事は、公正な裁判に対する妨害に他ならない」[43]。(侮辱罪成立)

●1990年のマッキャン事件[44]

①公表の内容

被告人らは、殺人の共謀につき訴追されたが、裁判中、各々黙秘権を行使した。被告人のうち一人の弁護人が最終弁論をした日に、庶民院では、黙秘権に関する法を改正する議会の意向が表明された。この意向表明は、テレビニュースの主要な内容となった。当該被告人による共謀の被害者であった、当時の北アイルランドの国務長官自身も、テレビ番組の中で、黙秘権に解する法改正が「現に罪を犯した者に対して有罪判決を下す助けとなるものである」と述べた。

②裁判所の評価

有罪判決を受けた被告人らは、このような見解が公表された結果、手続が公正に行われなかったことを理由として、上訴した。上訴裁判所は、

41 *R v Odham's Press Ltd, ex p A-G* [1956] 3 All ER 494.

42 この判例は批判され、後に、無罪の公表の抗弁が成立した。第3章第3節参照。

43 *R v Odham's Press Ltd, ex p A-G* [1956] 3 All ER 494 at 496, per Lord Goddard CJ.

44 *R v McCann* (1990) 92 Cr App R 239.

この被告人らの意見に賛同した。そして、正義が全うされる方法、または正義が全うされるように思われる唯一の方法は、新たな裁判によるものであると述べた[45]。（被告人らに対する当該有罪判決破棄）[46]

●1936年のハッチソン事件[47]

①公表の内容

火器の不法所持の罪で逮捕および訴追された男性について、「国王の命を奪おうとした企て」という字幕を付して、男性が逮捕される様子が公表された。この公表は、男性が火器の不法所持で訴追されていたにもかかわらず、彼が実際に申し立てられている罪よりも重大な罪を犯したかのように示されていた。

②裁判所の評価

「誤解を生ぜしめ易く、当該男性の裁判に対する妨害の『雰囲気』を醸成した」[48]。（侮辱罪成立）

●1982年のイングリッシュ事件[49]

①公表の内容

議員選挙において人工妊娠中絶合法化反対を訴える候補者（候補者自身が身体障害者であった）を支持する以下のような記事が公表された。

「今日、そのような新生児が生き残る機会は、実際に、非常に少なくなっている。たしかに、新生児を餓死させること、またはいずれにせよその新生児を処分することを推奨する人もいる…。人間は家畜のように間引かれなければならないのか？…新生児は、生まれる前または後に、破壊するために引っ掻き回されてはならない…」。

この記事の公表される２日前に、ある小児科医がダウン症の新生児に薬物を投与した殺人の罪で訴追され、その裁判が開始されていた。上述の

45 *R v McCann* (1990) 92 Cr App R 239 at 253, per Beldam LJ.

46 この事件において、侮辱行為に対する刑罰を決定する手続は行われなかったが、当該有罪判決の破棄は、黙秘権に関する改正法案についての意向表明や、北アイルランド国務長官等による上述のような意見の公表が手続を妨害していたことを示すものであった。

47 *R v Hutchison, ex p McMahon* [1936] 2 All ER 1514.

48 *Ibid.*, at 1515, per Swift J.

49 *A-G v English* [1982] 2 All ER 903.

記事が、この医師について直接的に言及していたわけではなかったにもかかわらず、医師の裁判は、当時、非常に注目されており、この記事が、医師の裁判に言及していることが想像される状況にあった。

②裁判所の評価

本件公表は、明示的ではないが、当時の世論の状況下においては、医師の裁判に対する重大な妨害の実質的危険を当該記事が作り出したと認定した[50]。（ただし、1981年法５条の抗弁[51]が認められたため、侮辱罪不成立）

●1873年のカストロ事件[52]

①公表の内容

ある権利主張者（claimant）が、偽証および偽造の罪で訴追され、その裁判のために待機している間に、裁判の資金を集めることを目的として、権利主張者とその友人が出席した集会が開催された。その集会の中で、被告人が無罪であること、および被告人が巨大な陰謀の被害者であることにつき、ある者が申し立てた。

②裁判所の評価

「集会において、当該訴追に関する被告人の利益となるような実体的事項を議論することが被告人の味方に対して許されるとしたら、当事者である被告人の有罪ならびに当該訴追の妥当性を信じている者、および司法の目的に照らし有罪判決が必要であると信じている者に対しても同様に、集会を招集し逆の［被告人が有罪であるとの――引用者注］傾向のある文言を述べることを許さなければならないのは明らかである。したがって…最終的にはその議論は裁判所の中での手続に影響を与えるに違いないのである」[53]。（侮辱罪成立）

このように、被告人が有罪であることまたは無罪であることを断定し、または、それを暗示するような意見の公表は、「誤解を招きやすく」[54]、「公正な裁

[50] *Ibid.*, at 919, per Lord Diplock.

[51] 1981年法５条の抗弁については、第３章第３節第２款参照。

[52] *R v Castro, Onslow's and Walley's Case* (1873) LR 9 QB 219.

[53] *Ibid.*, at 226-227, per Cockburn CJ.

[54] *R v Hutchson, ex p McMahon* [1936] 2 All ER 1514 at 1515.

判を妨害しようと意図する」[55]ものとして、侮辱とみなされる。判例上、このような主張は、断定的になされるものから、より間接的なものまで、幅広く侮辱と判断されている。

そもそも、刑事手続上、合理的な説明なくして、単に自らの意見の主張をなすことは禁止されている[56]。ここでいう意見とは、証人が知っている事実から引き出される推論である。たとえば、専門的証人に対して裁判所が特定の見解を求める場合を除き、証人は、自らの意見を述べることはできない。そのような発言は推論であるがゆえに、証拠法上禁止されている関連性を欠く証拠として扱われうる。このことに照らすと、本款で述べたような類型の公表は、刑事証拠法上も許容されない内容を包含するものであり、ここでもまた、侮辱原則は、証拠法則を補完し、手続外での影響を排除するために作用しているのである。

第3款　証拠に関する公表

刑事裁判において、事実認定の根拠となるものは、手続内で適正に提示された証拠である。何らかの資料が証拠として事実認定に供されるためには、まず、証拠能力が認められていなければならない。したがって、証拠とはなりえない資料または証拠能力のいまだ認められていない資料が、事実認定者の面前に提示され、事実認定者が当該資料に基づいて審理を行うことは、許されない。それゆえ、そのような資料が公表されることは、手続妨害の危険を生ぜしめるものとして、侮辱に当たると判断される。特定の資料の証拠能力が認められると、それに関する公表が、手続の報告のために正確かつ公正に善意で行われた場合には、侮辱に当たらないが[57]、証拠能力の認められた後であっても、当該証拠

[55] *R v Odham's Press Ltd, ex p A-G* [1956] 3 All ER 494 at 496, per Lord Goddard CJ.

[56] Tapper, *Cross & Tapper on Evidence,* (11th edn., Oxford, 2007), 566.

[57] 1981年法4条(1)による。1981年法4条は、以下のように規定されている。「(1)本条に規定のある場合を除いて、公開で行われた法手続について、手続と同時に、かつ善意で公表された公正で正確な報告については、何人も厳格責任原則の下で法廷侮辱として刑罰を科されない。(2)そのような法手続において、それらの手続または係争中もしくは差し迫っている他のあらゆる手続における司法運営を妨害する実質的危険を回避する必要があると思料される場合には、裁判

にもとづき、被告人の有罪・無罪等を推論する公表は、侮辱と判断される可能性があることにも注意が必要である。

（ｉ）自白　自白が、裁判の中で証拠として採用されるためには、まず当該自白自体の証拠能力が認められなければならず、さらに補強証拠が必要とされる。自白もまた、このような観点からその証拠としての許容性が認められるまで、陪審に対して提示されてはならない[58]。以下では、自白に関する侮辱行為の例として、リーディング・ケースと比較的近年の事例を挙げる。

●1910年のクラーク・クリッペン事件[59]

①公表の内容

被告人がカナダで逮捕された後、通信員によって新聞社に伝えられた以下のような記事が公表された。（ただし、公表の時点で、被告人は訴追手続のためにイギリスに連行される途中であり、被告人に対する手続は開始されていなかった）

「私が昨夜伝えた情報の情報源について、私は信頼を寄せている。また、私は同様の情報源から以下のことを聞いた。すなわち本日、［被告人―引用者注］が、証人の面前で彼の妻を殺害したことを認め、その行為が謀殺であることを否定するということである」。

②裁判所の評価

「［当該新聞が―引用者注］被告人を妨害する意図を有すること以上には、何も想像されえない」[60]。（侮辱罪成立）

●1998年のアンガー事件[61]

①公表の内容

家政婦が窃盗におよんでいる場面を、その家の居住者がビデオ録画し、その一場面を新聞社が公表した。その写真には、家政婦が窃盗について

所は、その目的のために必要と思料する期間まで、手続についての報告の公表または手続の一部についての報告の公表を延期するよう命じることができる」。

58　1984年警察および刑事証拠法76条による。

59　*R v Clarke, ex p Crippen* [1908-10] All ER Rep 915.

60　*Ibid.,* at 919, per Darling J.

61　*A-G v Unger* [1998] 1 Cr App Rep 308.

認めた旨の記事が添えられていた。

②裁判所の評価

（侮辱を認定する手続の中で、新聞社は、家政婦が自白をし、犯罪行為をビデオに録画されていたことを理由として、家政婦が有罪答弁をする可能性が極めて高く、それゆえ陪審による裁判が行われる可能性が極めて低いがゆえに、いかなる妨害の危険も存在しないことを主張した。）

「私は、このアプローチ［新聞社の主張――引用者注］を、完全に誤りで、実際に有害であるとみなす。ある人が、ある犯罪につき『自白』をしたがゆえに、その人がその犯罪につき必然的に有罪答弁をなすこと、または実際に、その人がその犯罪につき必然的に有罪であることを想定すべきではない。いわんや、ある被告人に不利な証拠の強度を新聞が評価し、また陪審の評決―『［当該家政婦－引用者注］が行う無罪の主張が成功する』見込み―を新聞が評価することは、なされるべきではないのである」[62]。（ただし、公表と陪審裁判との間の時間経過が９ヶ月であったがゆえに、妨害の実質的危険が消失したとして、侮辱罪不成立）

このように、自白に関する公表は、侮辱とみなされる。被告人が申立てられている自白をなしたという事実の公表は、予断や偏見を生ぜしめやすい傾向がある。また、そのような公表は、証拠能力の認められていない自白が陪審等をはじめとする事実認定者に知らされてはならないという証拠法則の要請にも反する[63]。そして、被告人が自白を行ったことが事実であるとしても、そのことは公表人の抗弁とはならない[64]。さらに、そのような自白を用いて、前款で述べたような被告人の有罪・無罪に関する意見を述べることも、侮辱に当たる。

（ⅱ）証人に対する影響の問題　他方、証人に対し影響を及ぼしうる公表もまた、侮辱となる場合がある。

素人の証人は、訴訟に関与する他の素人と同様に、法的知識を有さないがゆえに、公表による影響を受けやすいと考えられているので[65]、証言内容に影響

62 *A-G v Unger* [1998] 1 Cr App R 308 at 316, per Simon Brown LJ.

63 Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 141.

64 *R v Clarke, ex p Crippen* (1910) 103 LT 636.

65 ただし、医師のような専門的証人は、公表による影響を受けないとされて

を及ぼしうる公表は、侮辱とみなされる。

刑事手続との関係上、証人に対する公表の影響は、多くは被告人の同一性確認の場面で見られる。この点に関する事例としては、1927年のデイリー・ミラー・スミス事件[66]が挙げられる。

●デイリー・ミラー・スミス事件

①公表の内容

謀殺未遂の罪で逮捕され、その後訴追された被告人が同一性確認のための手続に付される前に、ある新聞が、当該被告人が訴追されたとの情報を付して、彼の写真を公表した。ただし、同一性確認の手続に参加した証人の中で、その写真を実際に見た証人はおらず、また、当該被告人に対する裁判の中で、同一性に関する争いは生じなかった。

②裁判所の評価

「…証人らが同一性確認を求められている対象者の写真を、当該証人らに見せた場合に、そのことを許容できる人はいないだろう。なぜなら、…当該証人らは、特定の人物が逮捕されたとの知識をもって同一性確認を行うという重要かつおそらく決定的な任務に直面しているからである」[67]。（侮辱罪成立）

そもそも目撃証人による同一性確認は、誤判を生じさせやすいものとして、その危険性が指摘されている[68]。したがって、そのような証言を根拠とする事実認定が合理的に許される場合であっても、裁判官は、その危険につき陪審に説示をすべきであると解されており、そのような説示がなされなかった場合に

いる。これは、専門的証人は、専門的な内容の証言を行うがゆえに、客観的な立場から供述を行うことが可能であると考えられているからである。See, *Vine Products v Green* [1966] Ch 484 at 496, *A-G v Associated Newspaper Group plc* [1989] 1 All ER 604 at 612, per Mann LJ, *Pickering v Liverpool Daily Post and Echo* [1991] 1 All ER 622 at 637, per Lord Bridge.

66 *Daily Mirror, ex p Smith* [1927] All ER Rep 503. See, *Beaverbrook Newspapers Ltd* [1962] NI 15.

67 *R v Daily Mirror, ex p Smith* [1927] All ER Rep 503 at 505.

68 Zander, *supra note* 36, 459, Tapper, *supra note* 56, 747-748.

は、同一性に関する証言に基づいて下された有罪判決は、破棄される。このように、刑事手続の場面で、証人の供述を証拠として採用することについて、裁判所は、非常に慎重な態度をとっている。そして、さらにそのような証言の正当性を担保するためには、証言に影響を及ぼしかねない資料の公表を排除する必要があり、それらの資料の公表は、侮辱原則により排除されるのである[69]。

他方で、証人に証拠の提示を思いとどまらせるために圧力をかけることによって、侮辱行為が行われることも少なくない。この形態の侮辱は、主に、民事手続に関連する場面で生じる。この場合、証人に対する圧力が侮辱と考えられるのは、証言内容の正確さが失われるという理由だけではない。圧力をかけられた証人が証言を拒むことや、人々が、将来の事例で証人となることに対して恐怖感を持つようになることもまた、問題とされる[70]。このような圧力は、通常は脅迫や強制といった形態で現れる。ただし、たとえば、訴訟当事者に対する同情を得ようとするキャンペーン等を新聞が行うような場合には、公表によっても、侮辱が成立しうる。

（ⅲ）私的調査をもとにした資料　メディア等が私的な調査を行った結果得た資料を公表することも、侮辱にあたる。なぜならば、そのような資料が、裁判において許容される適正な証拠であるか否かは不明であって、そのような資料の公表は、適正に提示された証拠のみに基づいて裁判が行われるべきという要請を危険に晒すものと考えられるからである[71]。また、当該資料が手続内で

[69] ただし、被疑者の逃亡中に、市民に危険を知らせたり、被疑者の逮捕を手助けしたりする目的のために、被疑者の写真を公表する場合には、問題が生じる。前章で述べたように、このような場合の必要性を理由とする抗弁は、1981年法とコモン・ローのいずれによっても認められていない。したがって、写真の公表は、いかなる理由であっても、法廷侮辱罪を構成する。しかしながら1981年法7条によれば、法廷侮辱の手続は、法務総裁の申立てによって開始されるので、このような公表について、公表人が訴追を免れることは考えられる。See, Miller, *supra note* 2, 335.

[70] さらに、そのような影響を受けた証人が出廷したとしても、事実認定者がその証人を信頼性の低い人物とみなす傾向のあることも指摘されている（Eady and Smith, *Arlidge, Eady and Smith on Contempt,* (3rd edn., Sweet & Maxwell, 2003), 264.）。

[71] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 156.

認められた証拠と合致するとしても、このような資料を用いて、被告人の有罪や無罪等を主張することは、侮辱に当たる。このような資料を用いた主張に関するリーディング・ケースは、1924年のイブニング・スタンダード事件[72]である。

●1924年のイブニング・スタンダード事件

①侮辱罪について訴追された新聞社の主張

私的な調査が真実解明という新聞の義務であったことを理由として、抗弁を申し立てた

②①の主張に対する裁判所の見解

「警察または犯罪捜査部（Criminal Investigation Department）が、本来、訴追側の観点または…被告人側の観点から、裁判を妨害するようなことを何も言わないよう注意に、沈黙し、公言することなく彼らの捜査を遂行すべきであるにもかかわらず、[新聞社側の主張によれば――引用者注]、証拠に関する法を知らないがゆえに、訴追側または被告人側の利益を完全に無視するような素人の調査員を独自の職員として雇うことは、どういうわけか新聞の義務にまでなってしまう。素人の調査員は、束縛されずに彼らの調査を行うことができ、彼らがその調査を結果的に成功するものと考えていようが、成功しないものと考えていようが、[その調査内容は――引用者注] いつであろうとも、世の中にむけて公表されうる。そうすることによって、義務と表現されたものを履行することができるのである…」[73]。

③裁判所の判断

「裁判所の見解として、内密調査実務についての考えが完全に誤りであることを今日の手続が示していることが、望まれる」[74]。（侮辱罪成立）

私的な調査によって得られた資料は、尋問の機会または証拠の補強をする機会が存在しないため、そのような資料が、真実を示す保障はない。また、その

72 *R v Evening Standard, ex p DPP* (1924) 40 TLR 833.

73 *Ibid.,* at 835, per Lord Hewart CJ.

74 *Ibid.,* at 836, per Lord Hewart CJ.

ような資料が事実に基づくものであるとしても、裁判において証拠として許容されるとは限らない。さらにたとえ資料が証拠として許容されたとしても、それを用いて手続の実体的事項について推論を行うような公表は、侮辱となる場合がある[75]。このように、イギリスにおいては、報道機関による私的調査に基づいた公表に対しても、侮辱原則の適用される場合がある。

第4款　小括

侮辱に関する多くの事例においては、被告人にとって不利となるような公表がなされている。そのような公表は、たとえば前科の公表であり、有罪を暗示したり、断定したりする公表であり、自白や証拠に関する公表である。これらの公表は、被告人に対する嫌悪感や予断を生ぜしめ、被告人を有罪方向に導きやすいと考えられており、このように、裁判所の判断を誤らせうる公表は、侮辱と判断される。

また、そもそも、刑事手続においては、許容性の認められた証拠のみが、陪審の面前に提出されなければならない。さらに、それらの証拠については、尋問・反証の機会が与えられなければならない。自白に限っていえば、自白自体の証拠能力が認められ、補強証拠が提示されない限り、その自白は排除される。また、陪審は原則として法律問題を判断しない[76]。裁判の中で証拠として許容されない事柄が、公表によって陪審に知らされるとなれば、それは、刑事手続

[75] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 156.

[76] 陪審が関与しない「証拠決定手続（voir dire）」によって、証拠能力は判断される。証拠決定手続とは、当事者が特定の資料を法廷に提示しようとした場合に、その資料が証拠能力を有するか否かを判断する手続である。陪審裁判の場合には、その判断は、陪審不在の状態で裁判官が行う。法律問題である証拠能力判断は、裁判官の任務であるので、この手続に陪審が関わることはない。この手続によって当該資料の証拠能力が認められた場合、それは証拠として陪審に提示される。他方で、当該資料の証拠能力が認められなかった場合、陪審は、そのような資料の存在自体を知らされない。証拠決定手続は、'trial within trial' とも呼ばれている。証拠決定手続に関しては、稲田隆司「イギリスにおける自白の証拠決定手続」（法政理論35巻4号（2003年）114頁）等を参照。See, S Augustine Paul, *Trial within a trial,* (Old Bailey Press, 1994), Keane, Wolchover and Heaton-Armstrong, *Wolchover and Heaton-Armstrong on Confession Evidence,* (Sweet & Maxwell, 1996), 585ff, Hirst, *supra note* 39, 26ff.

にいう証拠法則の根幹に対する妨害となる。陪審が証拠能力の認められた資料以外から得る情報が、少なければ少ないほど、証拠法則の実効性は、高まるのである。

以上のように、侮辱原則は、被告人に対する反感・嫌悪感や有罪の印象を引き起こし、予断の影響を生ぜしめやすい公表を排除する。これらの公表内容は、証拠法則の要請により、陪審等に知らされることが適切でない内容を含むという意味でも、手続内外での排除が相当と考えられるのである。

第3節　小括

本章では、妨害的な公表が手続における判断者に対して予断を生ぜしめるか否かという点、およびいかなる公表内容が予断を生ぜしめるかという点につき検討した。

裁判所において審理を行なう役割を担っている構成員の中でも、とくに、法的な訓練を受けておらず、または法的知識を有さない陪審員または素人の治安判事に対して公表が惹起せしめる予断や偏見が懸念されている。陪審や素人の治安判事などが、実際に予断や偏見を抱きやすいか否か、また、職業裁判官が、真に公表による影響を受けないのかという点については、イギリスにおいても争いのあるところではある。しかしながら、予断のない公正な裁判の確保のために、保護手段として侮辱原則が運用されている点に鑑みるならば、イギリスでは、報道などの外部的影響による裁判の汚染が、非常に警戒されていることがわかる。

他方、侮辱と判断されうる公表内容としては、以下のようなものがある。

①　被告人の性格や経歴に対する批判、前科に関する公表
②　被告人の有罪・無罪に関する主張
③　自白や他の証拠に関わる公表

これらの公表内容は、裁判所において審理を行う判断者に対し、不当な影響を及ぼすことによって予断や偏見を生ぜしめることを理由として排除されている。

①の被告人の性格・経歴・前科等に対する批判は、被告人に対する嫌悪感を生ぜしめ、不当な偏見を引き起こし、②の被告人が有罪であることや無罪であることに関する主張を公表することは、誤解や予断を生じさせやすいものと考

えられている。また、これらの公表類型は、刑事手続上の証拠法則により、手続内で証拠として提示することを禁止され、または制限される証拠類型でもある。被告人の過去の犯罪歴や悪性格に関する資料は、現在の手続で立証しようとする事柄とは無関係であり、そもそも証拠となりえない。この資料が事実認定に反映されてはならないことは、証拠決定手続を経ずとも明らかである。そして、被告人が有罪であることまたは無罪であることに関する主張は、推論に過ぎず、証拠として関連性のないものとして扱われており、これも、事実認定に反映されてはならない。このように刑事手続の一般原則に照らしても、①や②の類型の公表内容は、陪審をはじめとする事実認定者に触れさせるべきでないものと理解されている。

③の自白や他の証拠にかかわる公表は、いわば手続の先取りであり、証拠能力判断の行われていない時点で、これらを公表することは、侮辱に当たる。そもそも、自白等の資料は、一定の要件が整えば、証拠として許容される。たとえば自白の場合には、その証拠能力が認められ、補強証拠が提示されれば、当該自白は証拠としての許容性を有することになる。ただし、すべての資料は、裁判官による証拠決定手続の中でその証拠能力を認められない限り、陪審に提示されてはならない。ある資料の証拠能力が認められる前に、それが陪審の知るところとなれば、陪審は、後にその証拠が排除されようとも、事実認定に反映させてしまうおそれがある。

さらに、裁判所は、証言を証拠として許容する場合には、非常に慎重な態度をとっている。とくに目撃証人による証言に関しては、一定の配慮のもとでそれを採用している。このように、そもそも正確さが要求される証言に影響を及ぼすおそれのある公表もまた、侮辱と判断されている。

このように、判例上、法廷侮辱に当たると判断された公表内容は、それが刑事手続内で提示された場合には、そもそも証拠となりえず、またはいずれにせよ証拠決定手続の中で証拠能力が認められなければ、事実認定者に知らされてはならない事柄である。この意味で、公表行為との関係においては、侮辱原則は、証拠法則を一定程度補完する役割を担うものと見ることができる。

第５章　法廷侮辱の抱える問題

これまでに述べてきたように、イギリスにおいて、刑事事件に関する報道等

の公表行為は、法廷侮辱原則によって、一定程度制限される。しかしながら、法廷侮辱の制度は、報道等の公表行為を抑制するという点で、表現の自由を侵害するおそれがあり、問題となりうる。

第3章で述べたように、法廷侮辱原則が保護しようとする適正な司法運営および公正な裁判の利益と、表現の自由の利益との関係は、1981年法の制定にあたって、調和が図られるべき重要な論点とされた。そして、1981年法により、公表による法廷侮辱罪の認定基準の明確化や、抗弁規定の充実化が図られ、これらの点においては、表現の自由に配慮する傾向がみられるようになった。他方で、現在でも、法廷侮辱原則が適用され続けている事実に鑑みるならば、適正な司法運営の保護は、表現の自由の保護よりも重視されているとも言えるだろう。この点に関して、イギリスでは、係争中の手続、とりわけ刑事手続に関する公表が一定程度制限されることには、一般的な承認があるといわれている[77]。しかしながら、表現の自由の保護を重視する立場からは、このような姿勢を批判する見解がないわけではない[78]。

第6章で述べるように、わが国の裁判員制度の立案段階においても、報道に対する規制は、慎重な議論を要する問題であると考えられていた。本章では、イギリスにおいて、この問題についていかなる理解がなされてきたかを検討することにする。

第1節　判例の見解

法廷侮辱原則が、適正な司法運営ないし公正な裁判の保護という目的を達成するために、公表を制限しているという側面に着目すると、イギリスにおいては、表現の自由が軽視される傾向にあるかのように思われる。しかし、侮辱原則に関する判例によれば、表現の自由が国民および国家にとって重要な利益で

[77] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 5. See also, Stephen J, Krause, "Punishing the Press : Using Contempt of Court to Secure the Right to a Fair Trial" (1996) 76 BULR 537.

[78] See, Eric Barendt, *Freedom of Speech,* (2nd edn., Oxford, 2005), 312ff, Colin R. Munro, "Prior Restraint of the Media and Human Rights Law" (2002) 3 Judicial R 1, Sally Walker, "Freedom of Speech and Contempt of Court : the English and Australian Approaches Compared" [1991] 40 ICLQ 583.

あることは、一応、認めてられてきた。

新聞報道に対する事前規制が認められた1974年のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件の中でも、表現の自由は、重要な公衆の利益であるとされた[79]。この1981年法制定以前の判例においても、公正な裁判と表現の自由という２つの利益のジレンマは、理解されていたようである。同事件の中で、サイモン判事（Lord Simon）は、従来の判例の傾向を踏まえたうえで、以下のように述べた。

「公正な裁判と言論の自由は、それぞれが社会における真の利益であり、それぞれが片方の利益を超えて普遍的に最重要であるとは判断され得ないのである」[80]。

この見解に見られるように、1981年法制定以前の段階から、表現の自由は、公正な裁判と同じく、重要な利益であると考えられていた。しかしながら、他方で、侮辱原則の適用が必要とされる状況下では、裁判所はこの姿勢を一転させる。この点は、前出のタイムズ・ニューズペーパーズ社事件（貴族院）におけるレイド判事（Lord Reid）の以下のような見解の中に見られる。

「侮辱原則は、司法運営に対する妨害を阻止するために存在しており、またそれは、私見によれば、その目的にとって合理的に必要なものに制限されるべきである。…言論の自由は、必要を超えて大いに制限されるべきではないが、司法運営に対する現実的な妨害が生じる場合には、言論の自由は許容されない」[81]。

つまり、公正な裁判を保護する必要性の生じた場合には、表現の自由に対する制限が、合理的に必要な範囲内で許容されると解されるのである。このような見解の背景には、公表によって公正な裁判が妨害されることに対する危機感が存在している。たとえば、イギリスでは、新聞やテレビで事件の詳細な内容を知った市民が、陪審として出廷した場合、彼らはもはや公正な評決を下すことができないと考えられている[82]。それゆえ、裁判所は、そのような危険から公正な裁判を保護するために、公表行為に対して制限を行う。このように、公正な裁判の保護を重視する傾向は、イギリスの裁判所においては一般的である

79 *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 81, per Lord Simon.

80 *Ibid.*

81 *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 60, per Lord Reid.

82 第４章第１節参照。

といわれている[83]。以上のように、とりわけコモン・ロー上は、表現の自由の重要性は、一応認められているけれども、公正な裁判の利益は、更にそれに勝る重要性のあるものと解されてきたのである[84]。

第2節　緩やかな転換

前節で述べたように、公正な裁判の保護を重視する見解は、法廷侮辱に関する判例の主流であった。しかし、ヨーロッパ人権裁判所で審理されたサンデー・タイムズ事件[85]、そしてこれを契機の一つとする1981年法[86]の制定を経て、この見解は、少しずつ変化していくことになる。

1981年法以降の判例においては、表現の担い手としてのメディアの役割が、重視されるようになる[87]。1988年のガーディアン・ニューズペーパーズ社事件[88]において、ジョン・ドナルドソン判事（John Donaldson MR）は、メディアの出版の自由について、以下のように述べた。

> 「議会制民主主義を維持するにあたって、…出版の自由の存在は、本質的な要素である。…ただし、なぜプレスがこのような主要な地位を占めているのかを銘記することは重要である。…それは、メディアが市民の目であり耳であることに由来する。メディアは、市民のために行動する。メディアの知る権利と出版の権利は、まさに市民の知る権利と出版の権利といえる。実際にそれらの権利は、プレスが受託者となっている市民のためのものなのである」。[89]

[83] Lowe and Sufrin, *supra note* 1, 71．同事件のクロス判事もまた、公正な裁判の確保に当たって、合理的に必要な限りで、言論の自由を抑制することができると述べている。See, *A-G v Times Newspapers Ltd* [1973] 3 All ER 54 at 83, per Lord Cross.

[84] See, Miller, *supra note* 2, 20．

[85] サンデー・タイムズ事件については、第2章第2節参照。

[86] 1981年法による侮辱原則の修正については、第3章参照。

[87] 従来の判例上、メディアは、一般通常人と同等程度の権限しか有さないと理解されていた。See, *e. g. Ambard v A-G* [1936] AC 322. See also, *Re Crook* (*Tim*) (1989) 93 Cr App R 17 at 24, per Lord Lane CJ.

[88] *A-G v Guardian Newspapers Ltd* (*No. 2*) [1988] 3 All ER 545．

[89] *Ibid.,* at 600, per Sir John Donaldson MR.

この見解の出された前後から、メディアの表現の自由に対する消極的見解は、少しずつ変化し始めることになり、判例の中で、メディアの役割が認識されるようになった[90]。メディアの役割を重視する判例の見解は、ヨーロッパ人権裁判所の見解[91]と軌を一にするものであり、判例の中には、ヨーロッパ人権条約10条の解釈を直接的に採用するものもみられるようになった[92]。

以上のように、法廷侮辱に関する判例においても、緩やかではあるが、表現の自由に対する見解は、変化してきている。ヨーロッパ人権裁判所による判断を受けたサンデー・タイムズ事件は、表現の自由の保護と公正な裁判の保護との二つのバランスを変化させる契機となり[93]、また、第３章で述べたように、厳格責任原則の適用範囲を縮小するなどの修正がなされた1981年法は、表現の自由の保護に重点を置くよう、判例の態度を変更させる法的根拠となった。そして、1981年法の適用上、一定の公表を法廷侮辱として取り扱わないことにより[94]、実質的に表現の自由を保護する立場を示した判例は、多数見られる[95]。この点、裁判所は、1981年法の限度内で、表現の自由を保持しようとしているということができる。

しかしながら、1981年法や、それを運用する裁判所により、表現の自由の保護が、コモン・ローに比して重視されるようになったといえども、侮辱原則が表現に対する制約を行うという点では、根本的にその立場は変わっていない。表現の自由に対する制約について、慎重な立場をとるわが国やアメリカ合衆国[96]

[90] See, *Secretary of State for Defence v Guardian Newspapers Ltd* [1985] AC 339, at 361, per Lord Scarman. See, *A-G v Guardian Newspapers* (*no. 3*) [1992] 3 All ER 38, *McKerry v Teesdale and Wear Valley Justices* [2001] EMLR 127.

[91] See, *e. g. Sunday Times v UK* (*No. 2*) (1991) EHRR 229, *Lingens v Austria* (1986) 8 EHRR 407.

[92] *Lord Advocate v Scotman Publications Ltd* [1989] 2 All ER 852 at 858, per Lord Temleman, *A-G v Guardian Newspapers Ltd* [1987] 1 WLR 1248 at 1296F-G, per Lord Templeman, and at 1307, per Lord Ackner.

[93] F. A. Mann on commentary in *Sunday Times v UK* (1979) 95 LQR 348 at 352.

[94] 厳格責任原則の適用範囲の縮小、抗弁規定の充実化などである。第３章参照。

[95] 第４章で挙げた1981年法以降の判例等を参照。

[96] アメリカ合衆国においては、1976年のネブラスカ・プレス事件（*Nebraska Press Association v Stuart,* 427 US 539）以降、報道の事前規制や、公表を行っ

などに比して、イギリスのこの立場は、特殊なもののように見えるだろう、イギリスは、結局のところ、法廷侮辱との関係では、表現の自由の保護に対して消極的な、独自の道を歩んでいると思われる。

第3節　代替手段の可能性

上述のように、法廷侮辱の判例上、イギリスでは、表現の自由の保護は、1981年法の限度内で、緩やかにしか行われてこなかった。このような状況は、侮辱原則よる公表の制約に代わる手段の検討が、行き詰まりを見せていることにも関係しているように思われる[97]。

公表に対する制約に代わりうるものとして考えられる第一の手段は、裁判の延期である。公表による影響を最低限にするため、公表の対象となった事件に関する裁判の開始を延期する手法である。しかしながら、裁判の遅延は、迅速な裁判の要請に反するものであり、この点は、ヨーロッパ人権条約6条(1)にいう「合理的な時間内に公正な公開裁判を受ける権利」にも抵触する。被告人に負担を強い、また、時間の経過による証拠の散逸などの危険を孕むこの手法は、判例においても支持を得られていない[98]。

第二に、裁判地の変更である。影響を及ぼした新聞等が、比較的限られた地域でのみ流通し、その地域外で陪審を選出することが可能な場合に、有効な手法であるといわれている[99]。公表による影響に汚染されていない陪審を確保することができるとすれば、報道規制によらずに、公正な裁判を維持できるようにも思われる。ただし、本来、被告人の裁判は、犯罪の行われた場所でおこなわれるべきであり[100]、裁判地の移転は、証人等の裁判関与者の利便性を失わ

た者に対する処罰などが極めて困難と考えられており、次款で述べる陪審の忌避、管轄移転、陪審の隔離等が実践されている。See, Miller, *supra note* 2, 283ff, Eady and Smith, *supra note* 70, 99-105.

97 See, Eady and Smith, *supra note* 70, 98ff, Miller, *supra note* 2, 284ff.

98 See, *R v Bow Street Metropolitan Stipendiary Magistrate Ex p. DPP* (1992) 95 Cr App R 9, *R v Telford Justices ex p. Badhan* [1991] 2 QB 78.

99 N. Vidmar and J. W. T. Judson, "The Use of Social Science Date in a Change of Venue Application : A Case Study" (1981) 59 Can Bar R 76.

100 See, *R v Vincent* [1968] Crim LR 405, *R v Harris* (1762) 97 ER 858 at 860, per Wilmot J.

せるという実質的問題もある。

第三に、陪審の隔離である。裁判の期間中、陪審の見聞きする情報を管理し、影響を及ぼしうる情報に触れさせないようにする手法である。しかしながら、このような物理的遮断は、陪審が召喚される前に、事件報道に触れていたとしたら、十分な効果は得られないであろうし[101]、陪審の精神的な重圧になりうるため、この方法も、決定的な打開策とは考えられていない[102]。

第四に、裁判官による説示である。陪審が裁判官の説示に従い、事案を審理することができるという見解は、従来から存在していた[103]。しかしながら、非常にインパクトの強い事案に関して扇情的な報道が行われたような場合に、説示が有効に機能するかどうかについては、否定的な見解がある[104]。

最後に、陪審の解任および審理のやり直しである。裁判官の説示によっても、陪審の予断が払拭できないことを理由として、最終手段として、陪審の解任および審理のやり直しが行われた事例もある[105]。ただし、他方では、このような手段が、訴訟経済的にも、被告人の迅速な裁判の要請という観点からも、可能な限り避けられるべきことは、判例の中でも指摘されている[106]。

以上のように、裁判地の移転や裁判の延期、陪審の隔離などの手段に対しては、それらによる権利侵害の発生や、訴訟の煩雑さの増加など、それぞれ問題が多く指摘されており、イギリスでは、代替手段をもって、侮辱原則による公正な裁判の保護を補うことは困難であると考えられている。裁判官の説示は、最も簡易な手段ではあるが、その有効性の点で、必ずしも支持されてはいない。

第4節　小括

以上のように、報道等の公表行為を制限する法廷侮辱原則に関連する判例の

101 See, *R v Twiss* [1918] 2 KB 853, *R v Ketteridge* [1915] KB 467, *R v Neal* [1949] 2 All ER 438.

102 Eady and Smith, *supra note* 70, 102.

103 *R v Kray* (1969) 53 Cr App R 412 at 415.

104 Miller, *supra note* 2, 287-288, T. M. Honess, *supra note* 11.

105 See, e. g. *A-G v Guardian Newspapers Ltd* [1992] 3 All ER 38, *A-G v Associated Newspapers Ltd., Independent,* 6 Nov. 1997.

106 *A-G v Guardian Newspapers Ltd* [1992] 3 All ER 38 at 42.

中では、公正な裁判の保護と表現の自由の保護は、衝突する利益として理解されてきた。イギリスにおける法廷侮辱原則は、第２章で述べたように、歴史的にも非常に古いものであり、法制度に深く根ざしているからこそ、表現の自由に対する制約も一定程度容認されているのであろう。また、前章で述べたとおり、侮辱原則が証拠法則の補完という重大な役割を担っている点も、公表に対する制限が正当化される理由となっている[107]。このような理解は、ヨーロッパ人権裁判所の判断や、侮辱原則初の成文法である1981年法の制定を経ても、大きく変化することはなかった。この点に関するイギリスの姿勢は、特殊なものであるように思われる。

イギリスにおいて、公表の制限という手段が残存している理由として、侮辱原則の適用に代わる他の有効な手立てがないことが考えられる。イギリスにおいては、公正な裁判が非常に重要な利益として認識されており、変わりうる手段がない限り、報道に対する制約を行わなければ、公正な裁判の保護は実現しないと考えられているのである。このような見解に立つならば、第３章でのべた1981年法を軸とする表現の自由を「重視」する方向への侮辱原則の転換は、公正な裁判を保護しつつ実現できる最大の譲歩であったように思われる。

第６章　報道規制の問題

第１節　裁判員制度と報道の影響

第１款　裁判員制度・刑事検討会での議論

わが国において、犯罪報道に関する規制に目が向けられた近年の例は、裁判員制度・刑事検討会の議論の中に見られる。裁判員制度の制度設計を行う初期の段階では、裁判員が報道による影響を受けるのではないか、との懸念が存在していた。

裁判員制度の「たたき台」では、「８　裁判員の保護及び出頭確保等に関する措置」において、「⑴裁判員等の個人情報の保護」、および「⑵裁判員等に対する接触の規制」とともに、「⑶裁判の公正を妨げる行為の禁止」が置かれていた。

[107] Barendt, *supra note* 78, at 337.

「(3)裁判の公正を妨げる行為の禁止」は、以下のように提案された。

「ア　何人も、裁判員、補充裁判員または裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめる行為その他の裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはならないものとする。

イ　報道機関は、アの義務を踏まえ、事件に関する報道を行うに当たっては、裁判員、補充裁判員または裁判員候補者に事件に関する偏見を生ぜしめないように配慮しなければならないものとする」。[108]

検討会は、事件に関する報道が、国民の知る権利の観点等からして重要な役割を担う一方、「そのあり方によっては、事件に関する偏見を生ぜしめる可能性があることも否定できないところである」[109]との見解に立ち、偏見報道禁止の規定を置いた。なお、これは、罰則のない訓示規定にとどめられた。

しかし、この訓示規定については、その後の検討会で、賛成派・反対派からの鋭い議論が交わされることになった。

第17回検討会では、日本新聞協会・日本雑誌協会・日本民間放送連盟の説明者のヒアリングが行われた。ここでは、おおむね以下のような点から、禁止規定の削除が強く求められた。

・裁判員制度が「開かれた司法」あるいは「市民のための司法」をめざす以上、報道の役割の重要性は、さらに増大する
・メディアの取材・報道には、国民の「知る権利」に応えるという重大な使命があり、裁判員制度が対象とする重大事件に関する報道は、国民の関心が強く、そしてその関心は自然なものである。新たな裁判員制度によって、これまで国民に提供されてきた国民の生命・財産を守る情報が国民から遮断されてはならない
・すでに事件報道に関する自主的な努力を重ねている
・「偏見」が何を意味するのか、極めて不分明である
・偏見・予断は、裁判官の説示で取り除くべき問題である

以上のような報道機関の見解を踏まえて、検討会において、議論が行われた。

第18回検討会での議論によれば、まず本田守弘委員・高井康行委員は、裁判員制度が国民の信頼を得るためには、それが公正・中立な立場に立って予断・

108　裁判員制度・刑事検討会第13回配布資料「裁判員制度について」。
109　裁判員制度・刑事検討会第13回配布資料「『裁判員制度について』の説明」。

偏見のない裁判員によって事実認定が行われ、量刑が決められることが必須・当然の条件であり、これを前提として、アのような規定を置くことに賛成した。高井委員、酒巻匡委員は、原案に賛成した。これに対し、土屋美明委員・四宮啓委員は、アの意味する内容自体には理解を示しながらも、これを法律により規定することには、疑問を呈した。土屋委員は、自主的なルールを策定することにより、報道による影響が懸念される事態は回避でき、また「偏見」の意味内容が抽象的であることを理由に、イの規定について、反対を示した。四宮委員は、メディア側での自主的な努力がまだ形になって見えていないからと言って、性急にこういった訓示的な規定を法律で設けることには大きな躊躇を覚える、とし、また、公正な裁判と偏見との関係は、裁判システムの外に何か仕組みを設けるのではなくて、裁判システムの中にこういうものを防ぐ仕組みを設けるべきと述べ、削除を求めた。他方、本田委員は、偏見を生ぜしめないように配慮するためには、イは必要な規定であり、また最低限の宣誓として法律で規定すること自体に意味があるとし、賛成した。第18回検討会では、報道機関の自主的なルールによる解決に反対する声はなく、むしろそのような努力を歓迎する見解が多かったが、なお、法律による規定の是非については、見解がはっきりと分かれた。

第25回検討会では、高井委員は、報道による「非常に強いすり込み」が実際に行われているという懸念を表明し、予断・偏見の発生がないとは到底考えられない、との見解を述べた。清原慶子委員は、高井委員が述べたような報道の傾向があることは一応認めたうえで、あくまでも、表現の自由、報道の自由を守りつつ、報道機関が自主的に規律することに期待し、裁判員が、裁判期間中、自ら偏った報道のみに触れることがないように配慮すべきと述べたが、訓示規定自体には反対しなかった。四宮委員は、報道・表現の自由も、公正な裁判も、どちらも大事な憲法上の価値であるから、なるべくそれらが両立するようにぎりぎりまで工夫をすべきであるとし、ア、イともに削除を求めた。酒巻委員は、報道の自由が極めて高い憲法上の価値を持ち、保障されており、できる限り報道機関が自主的な形で理性的な対応をすることが、国による法的規制を回避する最も適切な道ではないか、と述べたうえで、ア、イの規定は、公正な裁判の価値を保障するために、特別の制裁効果は持たないが、法による宣誓としては必要である、とし、また、訓示規定の性質に鑑みて、同規定が報道の自由等を具体的に制約するものではないと理解できるとの理由に基づき、原案に賛成し

た。本田委員は、裁判の公正を妨げるおそれのある行為を行ってはいけないことが、裁判員制度をうまく機能させていくためには当然であり、これは国民の義務である、と述べ、アの規定に賛成した。大出良知委員は、報道機関によるガイドライン策定に委ねることに賛成し、訓示規定であってもできれば無い方がよい、と述べた。平良木登規男委員は、自主規制にも期待するけれども、注意的な訓示規定をも設けることは悪いことではない、とし、原案に賛成した。樋口建史委員は、「偏見」を生ぜしめたかどうかの判断は大変難しいとしながらも、訓示規定は重要で、必要であるとの見解に立った。第25回検討会では、表現の自由の保障をめぐって、訓示規定の是非について意見が分かれた。他方で、報道機関による自主規制に期待を寄せる見解も多くみられた。

第28回検討会では、いわゆる「座長ペーパー」[110]が配布され、その中では、以下のような案が出された。

> 「イ［の規定――引用者注］については、報道機関において自主的ルールを策定しつつあることを踏まえ、さらに検討するものとする」。

この点について、「説明」では、「検討会の議論では、たたき台のような定めを置くのが相当であるとのご意見、報道機関の自主規制に委ねるのが相当であるとのご意見、報道機関による自主規制の策定状況をみたうえで規定を設けるかどうかを決めるべきとのご意見などが述べられましたが、この問題は、報道の自由や国民の知る権利の保障に直接かかわる微妙かつ重要な問題でありますし、９月の検討会の場でも、報道機関による自主ルールの策定が進められている状況が報告されているところでありますので、その状況をも踏まえながら、さらに慎重かつ十分な検討を行ったうえで結論を出すのが適切であると思われましたので、このような案とさせていただいた次第です」とされている。

これを踏まえ、第29回検討会では、さらに議論が行われた。議論の対象となったのは、報道機関による自主ルールが具体的にどのようなものであるかという点であったが、実は、この自主ルールに関しては、検討会では必ずしも明らかにされなかったし、他の論点との混同がみられ、ア・イの規定の是非については、座長ペーパー以前の議論から発展することは、ほぼなかった。

以上の検討会の内容を整理すると、以下のようになる。

[110] 裁判員制度・刑事検討会第28回配布資料「考えられる裁判員制度の概要について」。

規定賛成の見解

・報道による予断・偏見の危険は存在し、その排除のためには、禁止規定を置くべきである

・訓示規定は、報道機関への制裁・義務付けの効果はなく、法の宣誓として必要である

規定反対の見解

・「偏見」の意味内容が不明瞭である

・あくまで報道機関による自主規制に委ねるべきである

・公正な裁判の保護は、裁判システムの中で行われるべきである

・報道・表現の自由は、憲法上の重要な価値である

結局のところ、検討会においては、報道機関の自主規制に委ねることに重点が置かれ、訓示規定の是非についての検討は、詳細になされることなく終わってしまった。また、議論が、公正な裁判の保護と表現・報道の自由の保護との調整に終始したことで、いかなる報道が偏見を生ぜしめるのか、いかなる報道から裁判員を守らねばならないか、という点についての具体的検討は、検討会の中ではなされなかった。

このような議論の結果、裁判員制度の下での、報道による予断の排除は、報道機関の自主規制に一応委ねられた。報道により公正な裁判に対していかなる危険が及ぶのか、その危険の察知と排除の重責を、報道機関自身が担うことになったのである。

第２款　その後の展開

上で述べたように、裁判員制度下における偏見報道の抑制は、マスコミの自主的なルール作りに委ねられることになったが、この点については、現段階において、到達されたとは言い難い。

平成20年１月、日本新聞協会と日本民間放送連盟の両者は、裁判員制度下における事件報道についての指針を公表した[111]。両者ともに、事件報道の必要

[111] 日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（平成20年１月16日）（http://www.pressnet.or.jp）、および日本民間放送連盟「裁判員制度下における事件報道について」（平成20年１月17日）（http://nab.or.jp/index.php）。これらについて検討を加えたものとして、田島泰彦「表現・メディア規制の中の裁判員制度」世界779号134頁（2008年）がある。

性を論じたうえで、報道の注意点や方向性を示している[112]。しかしながら、両指針ともに、非常にコンパクトで、かつ、あくまで、努力する・配慮するという内容であり、十分なルールが完成しているとまでは言うことができない。

この自主ルールについて、新聞協会の人権・個人情報問題検討会幹事である朝日新聞社の森純一氏は、報道機関側と検討会との間には、根本的に、意見の相違があったことを明らかにしている[113]。平成19年に新聞協会と最高裁、日弁連の会合が行われた。その中で、最高裁、日弁連の両者から、「新聞協会は自主ルールを作るはずだったのではないか」と指摘され、新聞協会としては、その時に初めて、「偏見報道をしないための自主ルール」を新聞協会が作ることを条件に、偏見報道禁止規定が削除されたと認識されていることがわかったという。その後、新聞協会は、先に述べた「指針」を作成したが、「①指針は外部からの求めによって策定するものではなく、報道の質をより高め、国民の信頼を得ることを目指し、自主的に策定するものであ［り］」、「②指針は国民に示すもので、法曹界への回答書ではない」[114]との見解のもと、動いていると

[112] 新聞協会による指針は、おおむね以下のような内容である。①捜査段階の供述に関して、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者等に与えることのないよう十分配慮する、②被疑者の対人関係や生育歴等は、事件の本質や背景を理解する上で必要な範囲内で報じ、前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う、③事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者等に植え付けることのないよう十分留意する。また、民間放送連盟の指針は、おおむね以下のような内容である。①被疑者・被告人の主張に耳を傾ける、②一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける、③事件の本質・背景を理解する上で欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する、④多様な意見を考慮し、多角的な報道を心がける、⑤予断を廃止、事実をありのままに伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。⑥裁判員法の趣旨を踏まえ、取材・報道に当たる。検討すべき問題が生じた場合は、裁判所と十分に協議する、⑦刑事裁判への国民の理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める、⑧公正で開かれた裁判であるかどうかの視点を常に意識し、取材・報道に当たる。

[113] 森純一「公正な裁判と報道の自由の調和――取材・報道指針策定の経緯と狙い」新聞研究679号10頁（2008年）。

[114] 森・前掲論文、12頁。

いう。

前款で述べた裁判員制度・刑事検討会の議論内容をみれば、偏見報道の問題解決に当たっては、報道機関による自主ルールの策定が大前提であり、それが作られることを条件に禁止規定が削除されたことは明らかであるように思われる。報道機関側と検討会との間の「意見の相違」が、偏見報道を排除し、公正な裁判員裁判を作り上げようとした検討会の成果を不十分なものとし、また、このことが、予断・偏見のない裁判員制度実現の根幹にかかわる重大な問題であることを、指摘しておかなければならない。

他方、平成19年９月に開かれた「マスコミ倫理懇談会全国協議会」の全国大会では、最高裁判所の参事官が、あくまで個人的な意見としたうえで、裁判員制度下にあっては裁判員に予断を与える報道をしないようにと、報道機関に配慮を求める意見を出した[115]。これによれば、以下のような６項目を含む報道が、問題のある報道であり、公正な裁判のために一定の配慮が必要だという。

・被疑者が自白していることやその内容
・被疑者の弁解の不合理性を指摘すること
・犯人かどうかにかかわる情況証拠
・前科や前歴
・被疑者の生い立ち
・事件に関する有識者のコメント

これらの項目は、第４章で述べた法廷侮辱原則が適用される公表類型（前科の報道、経歴・悪性格の批判、被告人の有罪・無罪についての主張、自白をはじめとする証拠についての報道）にほぼ符合するものである。イギリスの法廷侮辱の制度に照らすと、参事官がこれらの項目を挙げたことは、合理的であるように思われる。この意味で、６項目についての報道に一定の配慮がなされるとすれば、予断・偏見の問題は、回避することができるかもしれない。いわゆる自主ルールの策定が進んでおらず、いかなる報道を慎むかについて、報道機関側の明確な姿勢が明らかでない以上、このような意見が出されることは、一定の指針になるであろう。ただし、刑事検討会において、犯罪報道規制の中心の議論は、あくまで報道機関の自主規制によるべきことに集中していたし、法

115 この意見については、以下で紹介されている。箕輪幸人「裁判員制度と報道(1)、(2)」研修713号63頁、714号77頁（2008年）。

による規定をすれば、表現の自由・報道の自由の保障が脅かされることが懸念されていた。この参事官の見解が、最高裁の考えとして受け止められるとすれば、検討会の議論は画餅に帰すことになろう。この６項目に関しては、大会に出席した報道各社の代表からも、反発の声が上がったという。報道機関側のこの反発の声は、一方では参事官による見解が出されたことによって報道機関が義務を課され、報道の自由が脅かされるかもしれないという懸念に基づくものであろうし、他方では６項目の内容については、現在の事件報道においても中心的なものであり、今後も報道の対象とすることを、報道機関が前提と考えていたことに基づくものであろう。

そうであるとするならば、法廷侮辱原則を通してみてきたような、犯罪報道の問題点とその規制の可能性は、なお、表現の自由の壁を打ち破ることができないかもしれない。検討会において、禁止規定の是非そのものについて、そして、具体的な偏見報道の内容について、より深い議論がされていたならば、表現の自由を前にいかなる手立てもないという現状は、少しは異なっていたようにも思われる。

第２節　結びにかえて

本稿では、イギリスにおける法廷侮辱原則を中心に、刑事裁判と犯罪報道の影響の問題について検討した。

侮辱原則は、適正な司法運営の保護および公正な裁判の保護を目的とする。適正な司法運営の保護および公正な裁判の保護とは、予断がなく、適正に提示された証拠のみにもとづいて審理を行う裁判所の確保や、そのような裁判所に対する市民の信頼の確保を意味すると解される。侮辱原則は、これらの確保を実現するために、とくに陪審をはじめとする事実認定者に対し、予断を惹起せしめる公表の排除を目的として、手続に対する妨害の危険を生ぜしめる公表を行った者に対し、刑罰等の制裁を予定している。ただし、この刑罰は、侮辱行為を犯した人物に対する責任の追及のためだけでなく、潜在的な公表人を含めた公表人らに対して威嚇作用を及ぼすことにより、手続に対する妨害の抑止を期待して行われるものである。

他方、侮辱原則が公表による侮辱に対し制裁を予定しているにもかかわらず、コモン・ロー上の法廷侮辱罪の認定基準が不明確なものであった点は、表現の

自由を擁護する立場から批判された。この批判を受けて1981年法が制定されたことにより、コモン・ロー上の侮辱原則は、要件の明確化や抗弁の新設という点で修正された。

1981年法は、厳格責任原則の適用を公表行為に限定し（２条１項）、厳格責任原則の適用される侮辱の客観的成立要件を「進行中の特定の手続における司法の過程を深刻に妨害する実質的危険」と定めた（１条、２条２項および２条３項）。この要件に当てはまらない行為であっても、コモン・ロー上の侮辱原則によって刑罰を科すことが可能ではあるが（６条(c)）、その際には、訴追側が、当該行為が妨害の意図に基づいてなされたことを立証せねばならない。これらにより、コモン・ロー上、厳格責任原則の適用される行為の幅は、狭められることになったのである。

また、1981年法は、コモン・ローに比して、侮辱罪成立に対する抗弁を充実化させた。まず、1981年法は、1960年司法運営法（the Administration of Justice Act 1960）11条によって一足早く規定されていた「無罪の公表・頒布の抗弁」を踏襲した（３条）。３条は、公表または頒布を行った者が、当該行為により手続に対する妨害の生じることにつき知りえなかった場合に、そのような主観的要素の主張を抗弁として認めるものである。この抗弁は、公表人の主観的要件を考慮しないことにつき宣言する厳格責任原則の例外である。また、公衆の関心事たる事柄についての議論の継続が、偶発的に手続に対する妨害に至ったに過ぎない場合には、当該議論に関わる公表を侮辱としないとする抗弁も、1981年法５条に規定された。これは、コモン・ロー上も徐々に認められつつあった抗弁であり、言論の自由と公衆の知る権利の両方の充足を図るものである。

このように、1981年法は、要件の明確化と抗弁の新設を詳細に規定しているが、他方で、報道機関による公表に対しては、なお厳格責任原則の適用を維持している。1981年法制定に当たって多くの勧告をなしたフィリモア委員会が指摘していたように[116]、このことからは、報道がとりわけ陪審による裁判に対して重大な予断・偏見の影響を及ぼすことについて、大きな危機感が存在することがわかる。

このような法廷侮辱原則に関する判例上、裁判所に影響を及ぼしうるとされ

[116] *Report of the Committee on Contempt of Court,* (1974), Cmnd. 5794, at para 20.

ている公表内容は、おおむね以下のようなものである。

① 被告人の性格および経歴を批判する公表

② 被告人の有罪または無罪を主張する公表

③ 証拠に関する公表

①の被告人の性格や前科を含めた経歴について批判する公表は、事実認定者等に対して被告人が有罪であるとの印象や、偏見を生ぜしめることを理由として、排除される。また、②の有罪または無罪を断定し、または暗示して主張する公表も、そのような主張を真実であると誤信させ、事実認定者等に予断を生ぜしめることを理由として、侮辱と判断される。③の証拠に関する公表については、いまだ証拠能力の認められていない資料や、そもそも証拠となりえない資料が事実認定者の面前に提示されると、事実認定者がそれらの資料から得た心証を排除することなく、事実認定に反映させてしまうおそれがあるため、侮辱に当たると考えられる。ただし、そもそも①および②にいう公表もまた、証拠法則によれば、排除の対象となる資料であることには、注意が必要である。

被告人の悪性格や前科を含めた経歴に関する資料は、被告人が訴追された犯罪の事実を立証するものではないから、関連性のない証拠として証拠法則により排除される類型に当たる。また、被告人の有罪または無罪を主張することは、単なる推論に過ぎず、これも関連性のない証拠として扱われる。これらの資料は、そもそも証拠とはなり得ないがゆえに、証拠法則によって排除される資料に該当する。したがって、たとえ手続外で行われる公表行為に起因するとしても、これらの資料が事実認定者に提供されることは許されないと理解されているのである。

他方、これらの資料とは別に、証拠決定手続を経た後に証拠として認められる可能性のある資料であっても、証拠能力の認められていない段階では、それらは、公表されてはならない。また、証拠能力がすでに認められた資料であっても、当該資料の公表が正当化されるのは、公表延期命令の発布されていない場合であって（４条２項）、さらに問題の公表が公正かつ正確に行われる場合に限られる（４条１項）。また、そのような資料を用いて②のような主張を公表することはできない。このように、侮辱原則によって排除される公表内容は、証拠法則によっても排除を予定されている証拠類型に当たる。手続内では、事実認定の根拠となる証拠は、証拠法則によって、厳密にコントロールされているのに比して、報道等の公表行為は、無秩序に行われうる。それゆえ、手続外

から影響や予断の惹起される場面では、侮辱原則が適用されるのである。この意味で、侮辱原則は、証拠法則の機能を補完し、その実効性を確保する機能を有しているといえる。

このように、侮辱原則は、予断・偏見といった影響を排除し、公正な裁判を確保するために重要な役割を果たしているが、侮辱原則による報道等の公表の制限は、表現の自由の保護との関係で、問題となりうる。

報道等の公表行為を制限する法廷侮辱に関連する場面では、公正な裁判の保護と表現の自由の保護は、衝突する利益として理解されてきた。しかしながら、表現の自由よりも公正な裁判の保護を重視する姿勢は、ヨーロッパ人権裁判所の判断や、侮辱原則初の成文法である1981年法の制定を経ても、大きく変化することはなかった。イギリスにおいて公表制限が容認される大きな理由の一つに、侮辱原則に代わる他の有効な手立てがないことが考えられる。イギリスでは、公正な裁判が非常に重要な利益として認識されており、代わりうる手段がない限り、報道に対する制約を行わなければ、公正な裁判の保護は、実現しないと理解されているのである。このイギリスの姿勢は、特殊であり、表現の自由が憲法上定められているわが国においては、受け入れがたいものと考えられるだろう。しかしながら、わが国においても、裁判員制度・刑事検討会で、市民である裁判員が報道によって影響を受けるのではないかという点が問題視され、偏見報道禁止規定の是非が議論された経緯がある。市民の参加する裁判の中で、報道による影響の問題が認識され、これに対する何らかの手立てが求められるとすれば、わが国は、犯罪報道による影響と表現の自由の問題に関して、イギリスよりも大きなジレンマを抱えることになるかもしれない。この点、今後、犯罪報道の扱いに関する議論が深められるとき、イギリスの法廷侮辱の制度およびその発展について理解しておくことは、いくばくか参考になるように思われる。

では、わが国では、裁判員制度の開始が迫った現在、市民による裁判と報道の影響の問題に対して、いかなる方策がとられているのだろうか。

裁判員制度・刑事検討会では、偏見報道禁止規定の是非が議論された。この議論の根底には、現在行われているような報道が、裁判員に影響を及ぼし、公正な裁判が期待できないのではないか、という懸念が存在する。検討会では、表現の自由を保護する立場からの批判があり、結局、偏見報道禁止規定は結実しなかった。ただし、その前提条件として、報道機関が「自主ルール」を策定

し、自ら偏見報道を行わないよう努めることが要請された。

しかし、前節で述べたように、その後の報道機関の対応は、遅れていた。また、偏見報道禁止規定削除の前提であった自主ルール作りについての、報道機関の認識も、検討会の意図したものとは違っていた。裁判員制度と偏見報道の問題において、頼み綱であった「自主ルール」の策定は、裁判員制度開始までに、重要な局面を向かえることになるであろう。

このような現状の中、平成19年には最高裁参事官によるいわゆる６項目に関する見解が出された。この６項目は、上で述べた法廷侮辱原則が適用される公表類型にほぼ符合し、イギリスの例に照らすならば、市民による裁判に対して危険を及ぼし得るものとして理解できるものである。しかしながら、報道機関側は、この６項目には、批判的な態度を見せており、偏見の生じる危険が懸念される内容が、裁判員制度下においても報道される可能性は、否定できないようである。

市民の参加する刑事裁判との関係で、いかなる報道が問題視されるのか、そして、仮にそのような報道を排除するとするならば、どのような制度設計が必要かという点は、わが国においては、これまで、必ずしも十分には議論されてこなかった。報道機関が裁判員制度下においていかなる報道を行うのか、まだまだ先が見えないところであるが、市民に対する報道の影響が絶大であることは、イギリスの例から述べたところである。

間もなく裁判員制度が始まる。裁判員の予断に対する懸念から、裁判員制度自体の適正さが危機に陥らないためには、まずは、刑事検討会の求めた「自主ルール」策定が報道機関により実現され、かつ、有効に活用されることが、必須の課題になると思われる。

※脱稿後、平成21年２月20日付産経新聞紙上で公表された、「産経新聞ガイドライン」（事件、裁判報道に関するもの）に触れた。他の新聞各社にも、同様の動きがあることを付言しておく。